

青色申告

蒲田会報

No. 784

令和2年
9月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎



着任の御挨拶

蒲田税務署長 轟 智 春

残暑の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方には、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

7月の人事異動により、東京国税局調査第一部特別国税調査官から蒲田税務署長を拝命しました轟でございます。前任の大野同様、よろしくお願いいたします。

江川会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な執行に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、申告納税制度の根幹である青色申告制度の普及・育成活動、納税道義の高揚を図るための各種講習会・記帳確認・記帳指導や各種広報活動など、幅広い事業活動を永年にわたり精力的に展開され、適正申告の推進やe-Taxの利用促進などに大きく貢献されています。

こうした皆様方の御尽力と熱意ある活動に對しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

令和元年分の確定申告は、消費税率の引上げや軽減税率制度の導入に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みた申告期限等の延長及び納税の猶予などの措置も講じられる一方、e-Tax推進のためのスマートフォン専用画面の利用範囲も拡大したところであり、皆様方には、これらの周知・広報につ

きましても多大なる御協力をいただき、おかげさまでもちまして大きな混乱もなく、申告相談等の対応を行うことができました。

また、確定申告会場の「青色コーナー」では、一般納税者への青色申告制度や記帳の仕方の説明、決算書の書き方の説明など、多大な御協力をいただいております。新型コロナウイルス感染症が拡大する中ではありましたが、適切に御対応いただきました。改めて感謝申し上げます。

さて、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。私どもとしましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、職員一人一人が適切に職務を遂行し、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な税務行政の推進に努めてまいります。

また、令和2年分の確定申告は、65万円の青色申告特別控除の適用要件に「e-Taxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されるとともに、消費税軽減税率制度の実施に伴う税率別の区分経理など、正確な記帳が一層重要となっております。今後とも、周知・広報や記帳指導などの御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

蒲田税務署

担当の方々のご紹介



小田桐副署長
〔出身地〕 青森県
〔趣味〕 ゴルフ

〔メッセージ〕 藤沢税務署から異動してまいりました。どうぞよろしくお願いたしました。蒲田青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、誠にありがとうございます。私どもとしましても、これまで同様でできる限りの協力をさせていただきますので、会の活動に関する課題など、何なりと御相談くださるようお願いいたします。



越前個人課税第1統括官
〔出身地〕 神奈川県
〔趣味〕 鎌倉・周辺散策

〔メッセージ〕 鶴見税務署から異動してまいりました。貴会の皆様には、日頃から並々ならぬご協力を賜り、ありがとうございます。前任同様、会勢拡大・青色申告普及に向け、また、各種制度の周知広報に足並みを揃えて取り組んでまいりたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いたします。



長谷川指導上席
〔出身地〕 山形県
〔趣味〕 子の夕飯準備

〔メッセージ〕 平塚税務署の指導担当から異動してまいりました。本年は、蒲田青色申告会の皆様と、青色申告の普及、税の啓蒙活動などに取り組んでまいりたいと思っております。税法改正の周知等にもご協力をお願いいたします。

ワンポイント情報

令和5年(2023年)10月からは「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入されます。

令和5年(2023年)10月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます(適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書等を交付することができます。)

なお、適格請求書発行事業者の登録については、令和3年(2021年)10月1日からその申請を受け付けます。

○「適格請求書」の記載事項は次のとおりです。

- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容(軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記))
- ・受領者の氏名又は名称

(追加) 適格請求書発行事業者の登録番号

(下線部を追加) 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率

(追加) 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)

○仕入税額控除の要件について

「適格請求書等保存方式」の導入後は、適格請求書等の保存が仕入税額控除(仕入先に支払った消費税相当額を差し引く)の要件の1つとなります。免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除することはできません。ただし、以下の期間については、免税事業者からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができる経過措置が設けられています。

令和5年(2023年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで…仕入税額相当額の80%

令和8年(2026年)10月1日から令和11年(2029年)9月30日まで…仕入税額相当額の50%

《参考》

令和元年(2019年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの間は、「区分記載請求書等保存方式」となっています。

○「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

- ・発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・受領者の氏名又は名称
- ・軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- ・税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

(イメージ)

請求書	
〇〇御中	
◎年〇月分 20,000円 (本体)	消費税 1,800円
□月1日 牛肉2kg	〔※〕 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
合計 20,000円	消費税 1,800円
(10%対象 10,000円)	消費税 1,000円
(8%対象 10,000円)	消費税 800円
登録番号 XXX-XXX	
△△(株)	
〔※〕は軽減税率対象であることを示します。	

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

令和2年度 税制改正のお知らせ

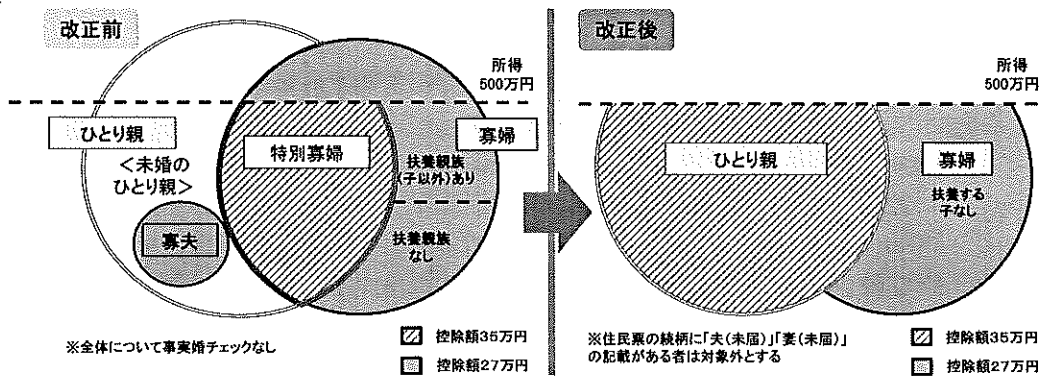
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

〇これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）を適用することとします。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円（年収678万円）以下）を設けることとしました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】



【改正前後の所得税における所得控除の額（万円）】

		改正前				改正後						
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除						
本人が女性	扶養親族	配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
		合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~		合計所得	~500万	500万~	~500万	
有	子		35	27	35	27	35	—	35	—	—	35
	子以外		27	27	27	27	27	—	27	—	—	—
	無		27	—	—	—	27	—	—	—	—	—
無	子		27	—	27	—	35	—	35	—	—	35
	子以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※個人住民税についても同様の改正を行います（ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります）。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとします。

※令和2年分以後の所得税について適用します。個人住民税については令和3年度分以後について適用します。

（お問い合わせ先） 蒲田税務署 電話 03(3732)5151

【当会の役員はボランティアで活動しております】

経営改善資金(マル経融資)

★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・無保証人(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

[限度額] 2,000万円

[利率] 1.21%

(2020年8月17日現在)

[融資対象]

- ・従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人

[使 途] 事業資金(運転・設備資金)

[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

★ご相談・お申し込みは、**東京商工会議所 大田支部**まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

TEL 03(3734)1621

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

[限度額] 1,000万円(別枠)

[利率] 当初3年間0.31%(※)

※通常利率から0.9%引き下げ

●特別利子補給制度により一定の要件を満たした方は当初3年間実質無利子となります。詳細は下記までお問い合わせください。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(水)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

事務局より

当会は駐車場・駐輪場がございませんので、事務局へお越しの際は、公共の交通機関か、最寄りの有料駐輪場等をご利用ください。無断駐輪等は、近隣のかたのご迷惑となりますのでおやめください。

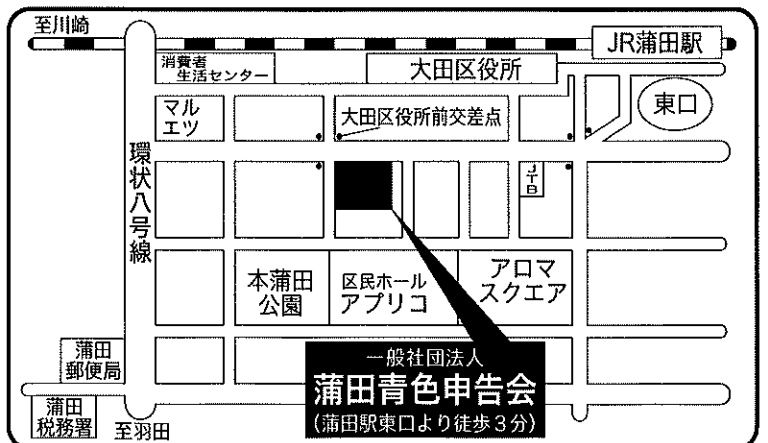
入会金 2,000円

会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人

蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

9月23日(水)に令和2年11月〜令和3年1月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

八月 事業報告

五日 東青連第2ブロック専務事務局長 会議

二〇日 執行部会

二七日 理事会

三一日 陳情

雪谷青色申告会館

事務局

蒲田税務署

大田区役所